

一般社団法人福島県薬剤師会
新型インフルエンザ等対策業務計画（令和7年12月改定）
【概要】

新型インフルエンザ等対策特別措置法における「指定地方公共機関」は、パンデミック発生時においても、その社会インフラとしての役割を継続するため、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成とその要旨の公表を行うことが法律で義務づけられております。

これを踏まえ、指定地方公共機関である一般社団法人福島県薬剤師会は、「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定め、その概要を下記のとおり公表いたします。

第1章 総則

1 目的

一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号新型インフルエンザ等対策特別措置法という。）第2条第8号に基づく「指定地方公共機関」である。

新型インフルエンザ等が発生したときにおいて、指定地方公共機関は、特措法に定めるところにより、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有するとされており、また、指定地方公共機関は、特措法第9条の規定に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成が義務付けられている。

本業務計画は、特措法並びに福島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「国行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである。

2 基本方針

県行動計画の基本方針を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するため、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、県等の地方公共団体、指定地方公共機関、公益社団法人日本薬剤師会（以下「日本薬剤師会」という。）及び各地域薬剤師会等と相互に連携を図りながら、本会において適切に業務が維持できるようにする。

また、新型インフルエンザ等対策を本県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、①感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。②県民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるように努める。以上2点を主たる目的として対策を講じていく。併せて、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する。

3 発生段階の分類と対応

新型インフルエンザ等の発生時には、県行動計画における発生段階に合わせ、本行

動計画に定める段階ごとの対策の実施及び解除を対策本部が決定する。

＜発生段階＞

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置され て基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	政府の基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまで

(参考) 令和7年3月作成「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」

第2章 実施体制

1 危機管理体制

(1) 常任理事会

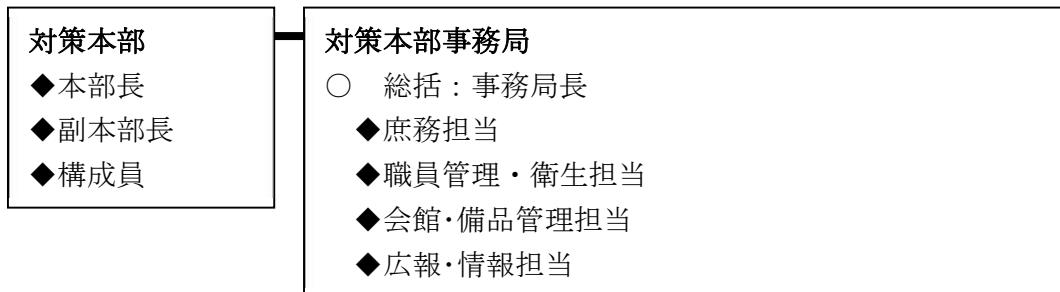
常任理事会は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制、その他新型インフルエンザに関する対策を協議するとともに、国、県等の地方公共団体、指定地方公共機関、日本薬剤師会、各地域薬剤師会等と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の構築を図る。

(2) 対策本部

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策の実施について迅速な意思決定が可能となる体制を確立するため、本会会长は「福島県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

- ① 対策本部は、本会における新型インフルエンザ等対策全般を統括し、本業務計画に基づく具体的な対策の実施及び解除について決定する。
- ② 対策本部の構成は、次のとおりとし、本部長が必要とした場合には構成員を追加し、及び変更することができる。また、対策本部の下に「対策本部事務局」を置く。
- ③ 対策本部の運営は、柔軟に行うものとする。

＜対策本部と非常時事務局組織図＞



2 情報収集及び情報共有

本会は、新型インフルエンザ等の発生の前後を問わず、的確かつ迅速な対応を図るために、国立健康危機管理研究機構が管理する感染症情報提供サイトや福島県等の行政機関及び日本薬剤師会から情報を入手するとともに、各都道府県薬剤師会、各地域薬剤師会、各関係団体等と適切に情報を交換し、集約した情報を本会ホームページ、ファ

クシミリ等、諸種の媒体を通じ、迅速かつ的確に本会会員に情報を提供するものとする。

3 優先業務の検討と情報連絡体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時において、感染の拡大を防止する観点から本会における業務の継続について、あらかじめ常任理事会において検討を行い、感染の各段階別に継続する業務及び中止する業務、必要な人員数の配置等の業務体制について定めておく。そのため、各担当は、次の継続業務判断基準を参考にして感染の各段階別に継続する業務、中止・延期する業務の内容を整理し、事務局長へ報告するものとする。

各担当においては、業務継続に必要な取引業者（サプライチェーン）との間で新型インフルエンザ等発生時の業務の継続について事前確認を行う。業務の継続についての最終的判断は、対策本部が行う。なお、対策本部、対策本部事務局の構成員のみならず、本会の役員、職員の間の緊急時の連絡体制を整備しておく。

(1) 継続業務判断基準

発生段階	継続業務判断基準
準備期	<ul style="list-style-type: none">通常業務の継続初動期への対応準備を図る
初動期	<ul style="list-style-type: none">原則、通常業務を継続し、感染拡大への備え
対応期	<ul style="list-style-type: none">総会、理事会、委員会、県数回、各種会議等の中止・延期原則として、役員、職員以外の来館禁止原則として、新型インフルエンザ等の対策に係る業務以外の通常業務の停止（在宅勤務により実現可能な業務の実施）状況を勘案して業務の適宜回復

(2) 備品の整備と管理

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な物品を常備するとともに、適宜、備品リストの見直しを行うものとする。各担当は、事務局長と協議のうえ、そのために必要な予算を計上するものとする。

(3) 発生段階別の対応業務の円滑な実施に向けた準備

新型インフルエンザ等が、いつ、どこで、どのような毒性をもって発生するかなどについては、予測することは困難であることから、各担当は、次の対応を行うとともに、発生段階別の対応の円滑な実施に向けて必要事項の検討を継続して行い、発生に備えることとする。

担当名	対応業務
庶務担当	<ul style="list-style-type: none">対策本部の設置・運営に関する事項（本会内で対策本部の会議が開催できない場合の対応を含む）国、県、関係団体との連絡調整に関する事項
職員管理・衛生担当	<ul style="list-style-type: none">医療提供体制に関する情報（薬局・薬剤師が各地域での医療の提供を継続する上で必要な情報等）の収集、対策の検討、提供に関する事項会員、地域薬剤師会その他外部からの問い合わせへの対応に関する事項等在宅勤務に向けた環境整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生時に出勤する役員・職員への補償に関する事項 ・自宅勤務・待機、時差出勤制を採用した場合の役員・職員の給与等に関する事項 ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の安否の確認方法等 ・新型インフルエンザ等発生に備えた職員の健康管理、研修、想定訓練の実施 ・新型インフルエンザ等発生時における担当役員不在の場合の決裁や経理処理の方法等 ・新型インフルエンザ等発生に備えた職員の研修、想定訓練の実施
会館・備品管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の感染実態把握及び感染対策に関する事項 ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の動員、人員計画等に関する事項 ・新型インフルエンザ等発生時における入館管理方法 ・消毒薬の会内設置、会内消毒の実施に関する事項 ・新型インフルエンザ等対策に係る物品・備品の備蓄、管理に関する事項 ・会内で発症した者への救護に関する事項 ・本会の業務実施に必要な一連の取引業者（サプライチェーン※）との新型インフルエンザ発生時の業務の継続についての確認方法
広報・情報担当	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的情報（新型インフルエンザ等発生地域、特徴、病状、治療方法等に関する情報等）の収集、提供に関する事項 ・会員、地域薬剤師会その他外部からの問い合わせへの対応に関する事項 ・ホームページの管理等に関する事項 ・都道府県薬剤師会事務局との連絡体制の構築

(4) 関係機関との連携

福島県、東北厚生局、日本薬剤師会、福島県医師会等の関係機関と緊密に連絡をとるほか、各地域薬剤師会等には、ファクシミリ、Eメール、災害時優先携帯電話等、あらゆる通信手段を用いて常時情報交換を行い、十分な連携を図る。

第3章 発生段階ごとの対応

1 勤務体制

発生段階	勤務体制等
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通り
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務や時差出勤の活用、有給休暇の取得奨励 ・福島県薬剤師会会館入口での検温、消毒液設置等感染予防策の実施
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（※行政からの要請等を踏まえる）、時差出勤の積極的活用、有給休暇取得の積極的奨励 ・福島県薬剤師会会館入口での検温、消毒液設置等感染予防策の実施 ・国や自治体の要請等も踏まえ、場合によっては自宅待機も認める ・感染症関連業務は十分な人員をもって従事

	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務は必要最少人員で従事 ・通常業務停止時において、(担当役員判断により)やむを得ず来館して業務を行うときは、必要最少人員で従事 ・原則、役職員以外の来館制限（又は禁止） ・感染の小康が確認できる際には、初動期に準じる
--	---

2 各種会議

発生段階	総会	(常任)理事会及び付随した会議※	各種会議
準備期	・通常開催	・通常開催（原則、WEB会議を併用）	・通常開催（原則、WEB会議を併用）
初動期	・感染状況を勘案の上、理事会にて開催の是非、時期（延期）	・WEB会議の併用	・担当役員と事務局長が相談の上、開催方法等（中止又は延期を含む）を確認
対応期	・方法等を決定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、WEB会議により開催 ・感染の小康が確認できる際には、初動期に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、WEB会議を併用 ・原則、感染症関連以外の会議は中止又は延期（例外的に開催する場合、WEB会議にて開催） ・感染の小康が確認できる際には、初動期に準じる。

3 出張、会食

発生段階	出張	会食
準備期	・通常通り	・通常通り
初動期	・原則可	・原則可（会食場所のある自治体の協力要請等があれば、それを踏まえ適宜適切に参加）
対応期	・原則不可（WEB会議等を用いる。）	対応期

第4章 感染対策の検討・実施

平時より職員の健康管理を徹底し、新型インフルエンザ等発生時には症状のある職員に出勤停止を命じる。また新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるため、マスク、消毒液等の適切な備蓄品を検討するとともに、これを補充、提供できる体制を確保する。また発生時には、これらを適切に使用する。

第5章 教育・訓練、点検・改善

1 役職員への教育・訓練

会長は、新型インフルエンザ等が発生した際、本業務計画に沿って新型インフルエンザ等対策が適切に実行できるよう、役職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施するものとする。

2 点検・改善（業務計画の見直し等）

本業務計画は、定期的、あるいは組織体制の変更等に伴い見直しを行い、適宜修正を加えるものとする。なお、本業務計画に記載していないもので、必要があると判断される事項については、対策本部会議での議を経て実施されるほか、別に定めることができるるものとする。